被保険者の死亡による

人身傷害補償保険金請求権の法的性質

――相続人による承継取得か原始取得か――

村 田 敏 一*

目 次

- I. 問題の所在と検討事項
- Ⅱ. 二つの裁判例
- Ⅲ. 傷害疾病損害保険契約における読替規定(保険法35条)の解釈
- Ⅳ. 生命保険契約における保険金請求権取得の固有権性論の根拠と 人傷保険
- V. 旧商法のもとでの解釈
- Ⅵ. 保険法のもとでの解釈
- Ⅲ. 保険法と傷害保険契約の分類――非典型契約の許容範囲――

I. 問題の所在と検討事項

平成10年に一部の損害保険会社により販売が開始された自動車保険契約の人身傷害条項に基づく人身傷害補償保険(以下,「人傷保険」と略す)は,自動車事故により被保険者自身が被った傷害による損害を填補するファーストパーティー型の損害保険契約である¹⁾。人傷保険の開発の狙いは,人

- * むらた・としかず 立命館大学大学院法務研究科教授
- 1) 人傷保険の商品性(販売当初)に関する開発担当者の解説として、星野明雄「新型自動車保険 TAP 開発について」損害保険研究61巻1号(1999年)95頁。そこでは、人傷保険が、商法(当時)上の損害保険契約として成立するための不可欠の要件との認識のもと、人身傷害の損害額の金銭評価の問題が検討されており、そのことからも明らかなよう!

身傷害に対する補償が加害者の賠償責任をベースとする責任保険契約 (サードパーティー型の損害保険契約) に依存していたことに起因する被害者 保護上の限界の克服にあるものとされ²⁾, またその開発の背景には、平成 10年の損害保険料率算出団体に関する法律の改正による算定会料率使用義務の廃止に伴い、新型損害保険の開発余地が大幅に拡大したことがあるものとされる³⁾。

このような新商品の開発は、自動車事故被害者の補償の充実に確実に寄与してきたものと積極的に評価される 4 半面で、開発時に適用された旧商法下における保険契約に関する規律が傷害疾病保険について正面からの規律を欠いており 5 、またそのことをも一因として、人傷保険の約款が実定法に直接に基づかない概念を多用してきたことも相俟って 6 、多くの約款

ゝに、──少なくとも商品開発担当者が──人傷保険につき実損填補性を有する損害保険契約の一類型として位置づけていたことは明らかである。

²⁾ 星野・前掲注 1)98頁。具体的には、迅速な損害てん補を可能にするために、被保険者が賠償義務者との交渉、責任原因または過失割合の調査並びに訴訟等による時間、労力および費用を要することなく、また賠償義務者の責任性が人身傷害保険契約に影響を与えることがないように被保険者に発生した損害の額を算定し、その損害の額をてん補することができるように設計されたものとされる(肥塚肇雄「人身傷害保険契約の法的性質と「保険金請求権者」の変更の可能性」『企業と法の現代的課題――市川兼三先生古稀祝賀論文集』(成文堂・2014年)231頁参照)。

³⁾ 西嶋梅治「人身傷害補償条項つき自動車保険の特色と問題点――賠償から手厚い補償へ ――」損害保険研究61巻1号(1999年) 4頁。

⁴⁾ 具体的には、人傷保険金については、約款所定の算定基準に従い算定された損害額(以下、「人傷基準損害額」)を基準とする額が支払われ、また、人傷基準損害額の算定に際しては被保険者の過失割合は考慮されず過失相殺による減額がないという特徴を有する(星野・前掲注 1)101頁)。

⁵⁾ 人身傷害補償保険も一般的には損害保険契約の一下位類型と考えられている以上——傷害疾病定額保険契約が旧商法下においてその根拠規律を完全に欠いていたこととの対比においては——人傷保険が、旧商法下での根拠規律を完全に欠いていたとまでは言えない。ただし、その人保険として特性を踏まえた規律(損害保険契約の特則)が何ら整備されていなかったという意味においては規律を欠いていたものといえる。

解釈上の疑義が表面化する中,関連する訴訟が頻発してきた。保険給付内容の充実・多様化はその一方で,ある種必然的に約款構成の複雑化・柔軟化とそれに伴う新たな紛争発生を招来するという側面を有する。こうした人傷保険にまつわる訴訟の類型としては,とりわけ,請求権代位の範囲に関するもの(訴訟基準差額説と人傷基準差額説の対立等)が多発し,下級審判例や学説が分かれるなかで実務の混乱が生じてきたものといえる。もっとも,こうした請求権代位の範囲に関する訴訟については,最高裁が平成24年に,学説多数の支持を得ていた訴訟(裁判)基準差額説を採用したことから⁷⁾,その意味では人傷保険の主要争点に関しては一応の決着を見ているものといえる⁸⁾。

ところが、平成21年と平成27年に相次いで、人傷保険金(被保険者の死亡による死亡保険金)の帰属につき、保険金請求権者(人傷保険約款上、被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とされる)の固有の財産となり被保険者の相続人が被保険者から承継取得するものではないと判示する裁判例が出現し⁹⁾、——保険法と相続法が交錯する——人傷保険をめぐる新たな解釈問題=紛争類型が顕在化することとなった。この二つの裁判例は、人傷保険もあくまで損害保険契約の一類型である以上、被保険者に生じた損害(その死亡によるもの)に関する保険金請求権は——不法行為による損害賠償請求権と同様に——死亡した被保険者本人にいったんは観念的に帰属しており、従って、被保険者の法定相続人は文字通り死亡した被保険者の相

⁷⁾ 最判 (一小) 平成24年 2 月20日民集66巻 2 号742頁。最判 (三小) 平成24年 5 月29日判 時2155号109頁。

⁸⁾ 一応というのは、二つの最高裁判例の事案がいずれも人傷保険金支払先行事案であった ことから、賠償金支払先行事案については、最高裁レベルでの決着は未だついていないと いう意味である。なお、請求権代位に関しては、保険者が代位取得する損害賠償請求権の 時効の起算点も訴訟上の争点となっている(東京地判平成23年9月20日金融・商事判例 1382号57頁)。

⁹⁾ 盛岡地裁平成21年1月30日判決(判例集未登載 LEX/DB 文献番号25480033)(以下, 本稿で「盛岡地裁判決」と呼ぶ),東京地裁平成27年2月10日判決(判例集未登載 LEX/ DB 文献番号25505727)(以下,本稿で「東京地裁判決」と呼ぶ)。

続人として承継的に保険金請求権を取得するもの――裏を返せば生命保険契約等の定額保険契約において判例法理上確立している保険金受取人の保険金請求権の固有権性は、法律上独立した保険金受取人概念を有しない損害保険契約では観念する余地はない――と信じて疑うことのなかった筆者には¹⁰⁾ 晴天の霹靂ともいえるにわかには信じがたい判決であった。この二つの裁判例の出現を契機として、人傷死亡保険金(人傷保険契約に基づき被保険者の死亡によって生ずる損害をてん補する保険給付につき以下、「人傷死亡保険金」と呼ぶ)の帰属につき、死亡した被保険者の法定相続人が被相続人である被保険者から相続により承継的に取得するものと解する考え方(以下、「承継取得説」)と、死亡した被保険者の法定相続人がその固有権として原始取得するものと解する考え方(以下、「原始取得説」あるいは「固有権取得説」)が先鋭に対立し、活発な議論がなされてきた。

もっとも、この二つの裁判例の対象となった二つの人傷保険契約は、いずれも保険法施行前に締結された旧商法適用下――すなわち傷害疾病定額保険契約や傷害疾病損害保険契約が典型契約化される以前の――での事案であった¹¹⁾。このため、傷害疾病保険契約を典型契約化して規律を整備した保険法適用下とは異なり、旧商法下では、契約当事者の合理的意思を尊重した柔軟な約款解釈が――ある程度は――許容されるとの考え方が成り立ちうる余地があることとなる¹²⁾。すなわち、人傷死亡保険金の帰属に関する相続人の承継取得説と原始取得説(固有権取得説)の対立の観点からは――そもそも人傷保険につき保険法における傷害損害保険契約と性質決定するかどうかという論点も含め――A説、旧商法下でも保険法下でもともに原始取得、C説、

¹⁰⁾ 村田敏一「保険の意義と保険契約の類型, 他法との関係」別冊金融・商事判例・落合誠 ー=山下典孝編『新しい保険法の理論と実務』(2008年) 36頁。

¹¹⁾ 東京地裁判決の対象となった人傷保険契約は平成22年1月10日に締結されており、まさしく保険法施行(平成22年4月)の直前であった。

¹²⁾ 洲崎博史「人傷死亡事案において被保険者の法定相続人が相続放棄した場合の人傷保険金の帰属」損害保険研究74巻4号(2013年)229頁。

旧商法下では原始取得,保険法下では承継取得,という三様の説が鼎立することとなり、また現に $A\sim C$ の三説が唱えられている状況にある $^{13)}$ 。

まず、保険法のもとでのこの解釈問題の解決に際しては、傷害疾病損害保険契約につき置かれている被保険者の死亡によって生ずる損害をてん補する契約につき被保険者を「被保険者の相続人」あるいは「被保険者又は被保険者の相続人」と読み替える規定(保険法35条)の意味につきいかに理解するかが外せないポイントとなる。すなわち、この読替規定の「被保険者の相続人」の法意につき、第三者のためにする生命保険契約・傷害疾病定額保険契約での保険金受取人の地位におけるのと同様に相続人による保険金請求権の原始的な取得を意味すると解するのか、あるいは法律関係の明確化を図るための読替規定であり原始的取得を意味しないと解するの

¹³⁾ もちろん、組合せ的には、D説、旧商法下では承継取得、保険法下では原始取得、とい うパターンもあるが、さすがにこのような荒唐無稽な考え方を採る学説は皆無であるた め、本稿でもD説については最初から検討対象としない。A説に立つものとして、① 山 下典孝「人身傷害補償保険に基づく保険金の充当の問題|自保ジャーナル1820号(2010 年) 6頁(もっとも、山下(典)教授は、同論稿6頁で、あくまで旧商法下との限定を付 しつつも、被保険者過失割合相当部分の保険金請求権については、被保険者の法定相続人 が自己固有の権利として取得することも認められないわけではないものとされるため、部 分的ではあるがC説に立つものとの理解もできる)。② 山下典孝「人身傷害補償保険の被 保険者死亡における保険金帰属」新・判例解説 Watch 商法 No. 78(2015年) 1 頁。③ 山下典孝「人身傷害補償保険の被保険者死亡における保険金帰属を巡る問題」インシュア ランス損保版4632号(2015年)4頁。④金岡京子「被保険者が死亡した場合の人身傷害 補償保険金請求権の帰属」損害保険研究77巻3号(2015年)195頁。B説に立つものとし て、⑤ 大塚英明「人身傷害死亡保険金の帰趨――保険法における人身傷害条項の立ち位 一」保険学雑誌630号(2015年)271頁。⑥ 大塚英明「判批」法律のひろば2011年 2 月号(2011年)54頁。⑦ 大塚英明「判批」法律のひろば2015年9月号(2015年)63頁。 ⑧ 肥塚肇雄「人身傷害保険契約の法的性質と「保険金請求者」の変更の可能性」『企業と 法の現代的課題――市川兼三先生古稀祝賀論文集――』(成文堂・2014年) 227頁。⑨ 佐 野誠「人身傷害補償保険の法的性質と商品性のあり方」損害保険研究75巻3号(2013年) 67頁 (ただし、現行約款の解釈論としての主張であり、承継取得構成をとることが自然で あり望ましいものとして、約款の改定を提言する)。⑩ 藤村和夫 = 山野嘉郎『概説 交通 事故賠償法 [第三版]』(日本評論社・2014年) 462頁。C説に立つものとして、① 洲崎博 史「人傷死亡事案において被保険者の法定相続人が相続放棄した場合の人傷保険金の帰 属」損害保険研究74巻4号(2013年)215頁。

かという解釈問題である。もし、前者のように解されるならば、保険法の下での解釈問題は、——人傷保険が傷害疾病損害保険契約であることを前提に——他の論点の検討を待つまでもなく原始取得説に軍配が上がることともなろう。

また、人傷死亡保険金取得の固有権性の是非を検討するに際しては、第三者のためにする定額保険契約(生命保険契約、傷害疾病定額保険契約)につき、わが国の判例法理が強固に認めるところの「保険金請求権の固有権性」の理論的根拠について再度確認しておくことが有益と考えられる¹⁴⁾。その際には民事法上の原則を当事者の意思・合意によりどこまで変更することが可能なのかという命題につき、一定の反省が迫られることとなろう。さらに、人の死亡損害につき誰に生じた損害なのか(死亡した者か、その遺族か、双方か)という民法上の議論にも目配りしておく必要があろう¹⁵⁾。

上記の三様の説の中で、A説は、人傷保険の法的性質につき、保険法の下では傷害疾病損害保険契約に該当し、また旧商法の下でも実損てん補性を有する損害保険契約に分類されることを前提とする。その一方で、固有権取得説(B説)に立つ論者の立論根拠には相当のバリエーションが見られるものの、人傷保険の法的性質について何らかの形での非典型契約性(「中間型」傷害疾病保険契約とか不定額給付型傷害保険とか呼称される¹⁶⁾)を見

¹⁴⁾ この論点につき、特に、山下友信「生命保険金請求権取得の固有権性」『現代の生命・ 傷害保険法』(弘文堂・1999年) 51頁が精密な理論的研究の成果を示している。また、昭 和期までの判例・学説の推移を要領よくまとめる論稿として、竹濵修「相続と保険金受取 人――学説史素描 | 『昭和商法学史』(日本評論社・1996年) 459頁。

¹⁵⁾ 不法行為による被害者の死亡の場合につき, 窪田充見「人身損害賠償における相続構成 について――相続という視点からの検討――」立命館法学363・364号(2016年)166頁。

¹⁶⁾ 定額でも実損てん補でもない中間型の不定額給付型傷害保険という考え方につき、赤津 貞人「傷害・疾病保険の意義・性質と人身傷害補償条項・無保険車傷害条項」金澤理監 修・大塚英明 = 児玉康夫編『新保険法と保険契約法理の新たな展開』(ぎょうせい・2009 年) 446頁。詳細は後程検討するが、こうした中間型という概念は、実損てん補概念や定 額概念に対する完全な誤解・無理解に基づく考え方であり、概念的には、実損てん補型と 定額型ですべての支払保険金の額の定め方を基準とした保険契約類型は網羅されてお人

出すことをその立論根拠としているものが多く見受けられる。これは、人 傷保険を、純粋な損害保険契約の一下位類型と捉えた場合、さすがに民事 法の常識から承継取得説に行き着かざるを得ないことを回避すべくいわ ば苦肉の策として唱えられている側面が強いように思われる。とはいえ. (仮に人傷保険が保険法下で非典型性を有するという立場に立つとして) こうした 非典型契約の存在が――少なくとも保険法の下で―― (どの程度) 許容さ れるのかという論点についても一応は検討しておく必要があろう。この論 点はさらに、(1) 典型契約を成立させているところの各法的要素の組合 せ・結合関係(定額保険契約における ① 定額給付性 ② 保険金受取人概念の独 立 ③ 契約者による保険金受取人の変更の結合、また、損害保険契約における ① 実損てん補性 ② 保険金受取人概念の不存在=被保険者概念への統合 ③ 契約者に よる「保険金受取人 | 変更の不許容の結合) の必然性につきいかに理解するの かという論点と、(2) 典型契約の個別要素につき法律が規定していない第 三類型を認めるのか、という二つの下位論点に大別され、上記の「中間 型 | といった考え方は(2)の論点に一応は分類される。論点(1)の典型例とし ては、まさしく、実損てん補方式で、被保険者(例えば傷害疾病を被った者) 以外の者を保険金請求権者とする契約が容認されるのかという事例があげ られる¹⁷⁾。この論点は「人保険」の分類論にまで行きつく論点でもあ り18). その対象範囲は本稿の直接的な検討対象を超えた拡がりを有するも のといえる。

[▲]り、その中間型は論理的に存在し得ない。

¹⁷⁾ 山下友信 = 竹濱修 = 洲崎博史 = 山本哲生『保険法 第 3 版補訂版』(有斐閣・2015年) 28 頁「洲崎博史」。

¹⁸⁾ 特にこの問題の中核的事項は、保険法の下では、傷害疾病損害保険契約はてん補される べき損害が傷害疾病を被った者に生ずる損害に限定される(保険法2条7号)ことから、 傷害に起因した被保険者の死亡によりその遺族(相続人)に固有の損害が発生したと構成 すると、その契約は(傷害疾病損害保険契約ではない)単なる損害保険契約とならざるを えないが、それが果たして(どの範囲で)許されるのかという問題である。山下友信=米 山高生『保険法解説』(有斐閣・2010年)142頁〔洲崎博史〕は、この問題につき鋭く問題 提起を行っている。

本稿では以下、人傷死亡保険金につき法定相続人の固有権取得を認めた 二つの裁判例の判旨を簡単に確認したうえで、順次、各論点につき検討を 加えていくこととする。最初に結論を述べておくと、旧商法下でも保険法 下でも、相続人による人傷死亡保険金の原始取得は認められず、承継取得 説が強く支持される(その意味で、二つの裁判例の判旨には反対する)。

Ⅱ. 二つの裁判例

論争の発端となった二つの裁判例につき,以下で簡単に見てみることとする。

A. 盛岡地裁平成21年1月30日判決(「盛岡地裁判決」)

[事案] 契約者兼記名被保険者Aは、平成16年8月31日、Y損害保険会社(被告)との間で、人身傷害補償特約(以下、「本件人傷特約」)が含まれる一般自動車総合保険契約を締結した(保険期間1年間)。Aは、平成17年2月15日に、自ら被保険自動車を運転中、トンネルを支えるコンクリート製の橋脚に高速で激突し、これによる負傷を原因として同日に死亡した。Aの法定相続人は、その妻および二人の子であったが全員が相続放棄し、相続人不在となった。そこで盛岡家庭裁判所は、Aの相続財産管理人としてX弁護士(原告)を選任した。Xは、本件人傷特約に基づく死亡保険金請求権は法定相続人の固有財産になるものではなく、相続財産に帰属すると主張し、Yに対してAの死亡保険金の支払を求めた。

なお、本件人傷約款の関連するポイントは次のとおりである。① 保険者は、被保険者が自動車の運行に起因する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害(死亡も含む)を被ったことにより、被保険者又はその父母、配偶者若しくは子が被る損害に対し、保険証券記載の保険金額を限度として、保険金を支払う。② 保険金請求権者は、人身傷害事故によって損害を被った被保険者とし、被保険者が死亡した場合はその法定相続人とす

る。③ 保険者は、被保険者の故意又は極めて重大な過失(事故の直接の原因となり得る過失であって、通常の不注意等では説明のできない行為を伴うものをいう)によって生じた損害に対しては、保険金を支払わない。④ 保険者が支払うべき損害の額は、被保険者が傷害、後遺傷害又は死亡のいずれかに該当した場合に、その区分ごとに、別紙人身傷害補償特約損害額算定基準に定める算定基準に従い算出した金額の合計額とする(なお、別紙では、死亡による損害は、葬儀費、逸失利益、精神的損害及びその他の損害と定められている)。⑤ 保険者に対する保険金請求権は、被保険者が死亡した場合には、その死亡した時から発生し、これを行使することができる。⑥ 保険金請求権者が他人に損害賠償の請求をすることができる場合、保険者は、その損害に対して支払った保険金の額の限度内で、かつ、保険金請求権者の権利を害さない範囲内で、保険金請求権者が上記他人に対して有する権利を取得する。

[判旨] (請求棄却) 「Xは, ……人身傷害補償特約, 搭乗者傷害条項及び自損事故条項に基づく各死亡保険金はいずれも相続財産に属し, 法定相続人の固有財産ではないと主張する。しかるところ, 前記のとおり, 本件保険契約の約款においては, 人身傷害補償特約, 搭乗者傷害条項及び自損事故条項に基づく各死亡保険金は, いずれも, 被保険者が死亡した場合はその法定相続人を保険金請求権者あるいは保険金の支払先とすると定められているところ, これらの約款は, 被保険者が死亡した場合において, 保険金請求権の帰属を明確にするため, 被保険者の法定相続人に保険金を取得させることを定めたものと解するのが相当であり, その権利関係は, 保険金受取人を法定相続人と指定した場合と異なるところはないというべきである。そして, 保険金受取人を法定相続人と指定した保険契約は, 被保険者死亡時の法定相続人のための契約であり, その保険金請求権は, 保険契約の効力発生と同時に法定相続人の固有財産に帰属し, 被保険者の相続財産には属さないものと解すべきである。……以上のとおり, 本件保険金は, ……仮に保険金支払請求権が認められるとしても, それはAの法定相

続人に固有財産として帰属し、相続人が相続放棄をしたとしても、相続財産法人に属するものとなるわけではないというべきである。|

[短評] まず、この事案の特色は、相続財産管理人である弁護士が法定相 続人による原始取得を否定し、相続財産法人への保険金の支払いを求めた 点にある。つまり、生命保険契約において、保険金取得の固有権性につき 問題となるのが、一般に相続債権者や他の相続人(遺留分減殺請求権や特別 受益の持戻し) との利益調整に関する場面であることとの対比において事 案特性が見出される(本件が、第一審で確定した一因とも考えられる)。問題 は、判旨がどのようなロジックに依拠して、固有権性を導いたかである。 判旨は、約款文言(保険金請求権者を死亡した被保険者の法定相続人と規定す る) から固有権性を導く。この論理に対しては、直ちに二つの大きな疑問 が生じうる。第一の疑問は、約款上の法定相続人という文言は、必ずしも 固有権取得を明確化したものとは解されず、むしろ、まさしく法定相続そ のものが――承継取得が――行われていることを確認的に示していると解 するほうが素直な解釈と考えられる点である。第二の疑問は、――百歩 譲って仮に約款文言が固有権取得を意味するとしても――相続債権者との 利益調整場面で決定的に重要な固有権性が いとも容易く約款規定により 創出できるかという点である。そんなに簡単に約款で固有権取得性が作出 できるのであれば、債権者の与り知れない約款規定の操作によりいくらで も相続債権者の権利を制約することが可能となってしまうであろう。

B. 東京地裁平成27年2月10日判決(「東京地裁判決」)

[事案] 契約者兼被保険者Aは、平成22年1月10日、Y損害保険会社(被告)との間で、契約車両をA所有の自家用小型貨物自動車(「本件契約車両」)とし、人身傷害条項が含まれる任意自家用自動車保険契約を締結した(保険期間3年間)。Aは、平成24年12月20日に、路上においてAが単独で本件契約車両を運転中、訴外Cの運転する事業用中型貨物自動車に追突する事故を起こし、病院に搬送されたが、同年12月21日に死亡した。「A、

死亡時受取人Bです。」と記載され、Aの署名及び押印のある平成23年11月30日付け「遺言書」と題する手書きの書面が存在する。Bは、さいたま家庭裁判所越谷支部に対し、遺言者をAとして遺言執行者選任の申立てを行い、平成25年9月27日、X(原告)が遺言執行者に選任された。Xは、Yに対して、人身傷害条項に基づく死亡保険金の支払いを求めた。Xは、法定相続人が保険金請求権を承継取得するという立場から、本件保険金請求権はAの相続財産を構成し、従って遺言執行者のXには当事者適格があり、また、本件「遺言書」により保険金受取人はBに変更されているとの主張を行った。一方で、Yは、Aの相続人が保険金を原始取得するためXには原告適格がなく、また、保険契約者は、特定の者を保険金受取人に指定・変更することはできないと主張した。

[判旨](却下)「被保険者が死亡した場合、仮に被保険者が保険金請求権 を取得するとすれば、通常、被保険者の死亡時点で、その保険金請求権が 相続財産となり、法定相続人が相続によって取得することになるはずにも かかわらず、本件約款においては、「被保険者が死亡した場合は、その法 定相続人 との文言が敢えて付加されていることに照らし、本件契約上、 被保険者が死亡した場合の保険金請求者は、被保険者すなわちAの法定相 続人であると解するのが自然かつ合理的である。……人身傷害補償保険 は、損害保険契約に属するとしても、物ないし財産を保険の対象とするい わゆる物保険ではなく、被保険者の身体を保険の対象としていることか ら、いわゆる人保険としての性質を有する。……(生命保険契約につき)利 得禁止原則が及ばないこと……に照らせば、同じく人保険である人身傷害 補償保険においても、利得が生じるような契約も違法ではないと解するべ きである。そうすると、実際に損害を被った被保険者以外の者に利得を生 じさせる契約、すなわち、そのような者に保険金を取得させる契約が、論 理必然的に許されないわけではないと解すべきであって. 原告の上記主張 を採用することはできない。……保険金請求権が相続財産となれば、被相 続人である保険契約者の債権者がこれを引当財産として執行することが可

能となるところ,一般的な保険契約者としては,そのような事態に陥るよりは,相続人に取得させることを望むのが通常であると考えることができ,本件約款も,そのような保険契約者の合理的な意思を考慮して定められたものと解する余地がある。……本件約款は,被保険者が不特定であるという特性に基づき,保険契約者が本件契約締結時に具体的な人物を保険金請求権者として指定したり,本件契約締結後に保険金請求権者を特定の人物に変更したりすることを予定していないと解すべきである。」

[短評] この事案は、人傷保険金請求権の性格(固有権性の有無)につき、 遺言執行者(原告)の当事者適格との関連で争われたものであり、相続債 権者との関係や相続人相互間での利益調整が直接的な争点となっていない 点で、盛岡地裁判決の事案との共通性を有する。また判旨は、人傷死亡保 険金請求権の固有権性を肯認する一方で、――当該約款のもとでは――契 約者による法定相続人以外への保険金請求権者の指定や変更を認めないと 説示する。つまり、保険金受取人概念を(被保険者概念から独立した保険契 約関係者概念として)有する第三者のためにする生命保険契約につき認めら れる保険金請求権の固有権性と保険金受取人の指定・変更につき、前者は 認め、後者は認めないという分裂的な考え方を採る。もっとも、後者につ いては、生命保険契約においても約款や個別の合意により、保険金受取人 の変更権を留保しなかったり、あるいは保険金受取人資格を一定の範囲に 制限することは可能と解されているため(旧商法下および保険法下で) 必ず しも、両者の結論が論理必然的にセットで導かれるわけではない。さて、 問題は、判旨が固有権性を導くに当たってどのようなロジックを用いたか である。約款文言(保険金請求権者を死亡した被保険者の法定相続人と規定す る)をその一つの根拠とする点は、Aの盛岡地裁判決に共通する。この論 拠に対する疑問点(批判)は、A判決の短評で既に述べたのでここでは省 略する。加えて、本件判旨は、固有権性肯認の論拠として人保険の特性に 言及する。判旨は、人保険の典型である生命保険契約において利得禁止原 則が妥当しない(すなわち定額保険契約が認められる)ことを根拠に同じ人保 険である人傷保険でも利得が(保険金請求権者に)生じる契約は是認できる と説く。判旨は、人傷保険を定額保険契約と性質決定しているわけでは ──もちろん──ない。約款が損害てん補性について規定している以上. 人傷保険を定額保険と性質決定することが無理な点はさすがに理解されて いる。判旨は、人傷死亡保険金については、――損害が生じた客体である 死亡した被保険者(形式的な受益者)は実際には保険金を受け取れないため ――実質的な受益者(保険金請求者)は被保険者の相続人であることを捉 えて、人傷死亡保険金の保険金請求権者(相続人)について――自分に損 害が生じたのではないため――利得禁止原則が及ばないものと考えている ようである。このような判旨のロジックは二重・三重に捻じれている。ま ず、利得禁止原則の理解に誤りがある。形式的受益者(死亡した被保険者) でなく実質的受益者(被保険者の相続人)であれば、人保険を含む損害保険 において利得禁止原則は妥当しなくなるのであろうか。そうではなく、利 得禁止原則とは、形式的であれ実質的であれ受益者に対して損害額を超え た保険給付を行うことはできないとの原則と理解すべきであろう。判旨の ロジックは要するに、人保険でさえあれば損害保険であっても利得禁止原 則は妥当せず(より正確には約款規定により排除でき)、従って、保険金請求 権者である被保険者の相続人は保険金を固有権として取得できると考えて いるようであるが、人保険であっても損害保険では被保険者に損害が生じ ている以上、その損害を填補する損害保険金請求権も死亡した被保険者の 相続人が承継取得すると解するのが当然の解釈であり、相続債権者の利害 に重大な影響をもたらす固有権性については小手先の約款文言で作出する ことは出来ないものと解される。人身傷害による死亡保険金を実損てん補 性のない定額保険として構成することは、旧商法下、保険法下でともに認 められているのであるから、保険者としては、人傷死亡保険金につき固有 権性を訴求したいのであれば、――民事法の基本を踏み外すような無理な 解釈に依拠することなく――定額保険として構成すればいいだけである。

Ⅲ. 傷害疾病損害保険契約における読替規定 (保険法35条)の解釈

傷害疾病損害保険契約(保険法2条7号。保険法につき以下、「法」と略す) については、損害保険契約(法2条6号)の一下位類型として損害保険契 約に関する一般的な規律が適用されるとともに、法第5節(法34条、法35 条)の特則に服し、その中で適用上必要となる読替規定が置かれる(法35 条。以下、「読替規定」という)。ここで問題となるのは、被保険者の死亡に よって生ずる損害をてん補する傷害疾病損害保険契約につき、被保険者を その相続人と読み替え(法5条1項,14条,21条3項,25条1項,26条),ある いは、被保険者を被保険者又はその相続人と読み替える(法17条1項,30 条,32条1号,33条1項)規定の解釈である。こうした読替規定が置かれた 趣旨は、傷害疾病損害保険契約の死亡給付においては、被保険者の死亡に よる損害のてん補を受けるべき者(損害保険契約における被保険者、法2条4 号ロ)が死亡しているため、実質的に保険金を請求し受益する者は死亡し た被保険者の相続人となることから、そうした相続人にも読替対象の規律 を及ぼすことによって各規律の趣旨を貫徹することにある¹⁹⁾。読替規定の 対象規律は、溯及保険における被保険者の悪意(法5条1号)、被保険者に よる損害発生の通知義務(法14条)、保険給付の履行期に関する被保険者の 調査妨害等(法21条3項). 請求権代位における被保険者の地位(法25条). 保険者の免責に関する被保険者の故意・重渦失(法17条1項) 重大事由解 除における被保険者の詐欺等(法30条)、被保険者の詐欺・脅迫による意思 表示の取消しと保険料の不返還(法32条1号)であり、一目瞭然のとおり、

¹⁹⁾ 大串淳子=日本生命保険生命保険研究会『解説 保険法』(弘文堂・平成20年)260頁 [畑英一郎]を参照。ただし、そこで、傷害疾病損害保険契約の死亡給付において、損害 のてん補を受けるべき者が死亡した被保険者の相続人とされる点は疑問である。損害のて ん補を受けるべき者は、あくまで死亡した被保険者である(法2条4号イ、法2条7号)。

傷害疾病損害保険契約の死亡給付においては、相続により実質的に受益者となる被保険者の相続人(決して保険金受取人ではないし、また被保険者でもない)にもこうした各規律を及ぼさねば、その空文化が生じてしまうこととなる。

読替規定の解釈としては、甲説:読替規定により、傷害疾病損害保険契 約の死亡給付について被保険者の相続人が生命保険契約や傷害疾病定額保 険契約(ともに第三者のためにするもの)における「保険金受取人」と全く 同等の地位に立ち、保険金請求権を原始取得すると理解する説200と、乙 説:相続により保険金請求権を承継取得することになる相続人にも被保険 者と同等の規律を及ぼすことが合理的と考えられる局面に限定して明文の 読替規定を置いて法律関係の明確化を図ったものであり、被保険者の相続 人による保険金請求権の原始取得を意味するものではないと理解する説²¹⁾ が対立するものとされる²²⁾。損害保険契約の一類型である傷害疾病損害保 険契約については保険金受取人という概念はなく、法35条の読替規定は被 保険者をその相続人(あるいは被保険者またはその相続人)と読み替えている のみであり、決して被保険者が保険金受取人の地位に立つものと言明する ものではない。また、法35条は、被保険者概念について一般的な読替えを 定めているわけではなく、被保険者に対する規律を相続人にも及ぼすこと が合理的であると考えられる局面に限って、読替規定を置くにとどまるも のと指摘される²³⁾。こうした保険法の条文構造からすると、法35条の読替 規定を根拠として被保険者の相続人が保険金請求権を原始所得すると解す る甲説はどだい無理な解釈と言わざるをえない²⁴⁾。

加えて、法35条が「その(被保険者の)相続人」との文言を使用するこ

²⁰⁾ 金澤理「傷害保険契約の本質と保険法」金澤理監修・大塚英明 = 児玉康夫編『新保険法 と保険契約法理の新たな展開』(ぎょうせい・2009年) 405頁。

²¹⁾ 洲崎·前掲注 13) ①文献235頁。洲崎·前掲注 18) 144頁。村田·前掲注 10) 36頁。

²²⁾ 金岡·前掲注 13) ④文献206頁。

²³⁾ 洲崎·前掲注 13) ①文献235頁。

²⁴⁾ 洲崎·前掲注 13) ①文献235頁。

とにも着目したい。「相続人」という文言が用いられている法意は、まさしく相続により、被保険者の相続人が被保険者自身の有する保険金請求権を承継的に取得することを意味するものと解さざるをえない。以上の検討から、乙説が強く支持され、甲説の成り立つ余地はないものと考えられる。

この点に関して、生命(死亡)保険契約や傷害保険契約において、保険金受取人を被保険者の相続人と定めた場合、当該相続人は保険金請求権を固有権として取得するものと判示する最高裁判例(以下、「昭和40年最判」)²⁵⁾との解釈上の整合性が一応は検討の俎上にのぼる。保険金受取人概念を備える生命保険契約等における保険金受取人を被保険者の相続人とする定め(保険契約者による意思表示)については、保険契約者の意思の合理的解釈により決すべき問題となるが、保険契約者の意思は、保険金が相続財産として(相続人に)移転する趣旨ではなく、保険契約時から保険事故発生時までの長い年月の間に被保険者の親族関係が変動することが多いことを考慮し、その変動のたびに保険金受取人変更の手続きをとる必要がないようにする趣旨と解するのが合理的なものとされる²⁶⁾。保険法35条における「相続人」という法文言それ自体の解釈(相続そのものがなされていると解する)と、保険金受取人の指定における契約者の合理的意思の探求では、全くその解釈上のディメンションが相違しており、法35条の解釈における固有権取得性の否定と、昭和40年最判の判旨とは何ら抵触しない。

法35条の読替規定の適用下にある人傷保険の死亡給付につき、約款が、「被保険者の(法定)相続人」という文言を使用している場合、——人傷保険が傷害疾病損害保険契約であることを前提として——約款文言における「相続人」も法文言における「相続人」と同義に被保険者からその相続人への相続そのものがなされているとの意味——すなわち相続人による固有権取得は否定される——に解さざるを得ないこととなる。

²⁵⁾ 最判昭和40年2月2日民集19巻1号1頁。

²⁶⁾ 西嶋梅治『保険法〔第三版〕』(悠々社·1998年) 328頁。

IV. 生命保険契約における保険金請求権取得の 固有権性論の根拠と人傷保険

第三者のためにする生命保険契約や傷害疾病定額保険契約(以下,「生命保険契約等」とよぶ)においてわが国の判例法理が認めるところの保険金請求権取得の固有権性(以下,「固有権性」)の内容とその根拠をいかに理解するかにつき確認する作業が,人傷死亡保険金請求権取得の法的性格を考察するに際しても有益となる。

固有権性の具体的帰結は、① 保険金受取人が保険契約者兼被保険者の相続人である場合、保険金受取人が相続放棄あるいは限定承認をした場合でも保険金請求権の取得には影響しない。② 保険金請求権は相続財産に帰属しないので、被相続人である保険契約者兼被保険者の相続債権者は保険金請求権を引当財産として執行の対象とすることはできない。③ 共同相続人のうち一部の者のみが保険金受取人とされた場合に、他の相続人との関係で特別受益の持戻しや遺留分減殺の対象とはならない。という諸点である²⁷⁾。なお、固有権性を争う実際の訴訟の中では、遺言執行者の当事者適格性(その前提としての遺言による「保険金受取人」の変更の可否)が争われた例があるが(「東京地裁判決」)、人傷保険において――遺言によるものも含めて――保険契約者の意思表示による保険金受取人の変更が可能なのかという問題は 固有権性の議論とは(関連はするものの)直接的には次元

²⁷⁾ 山下友信『保険法』(有斐閣・2005年) 511頁。なお、①~③の中で、①②については、判例はもとより学説の大勢もこれを承認する。一方で、③については、判例は、「特段の事情があるとき」の例外を留保しつつこれを認めるものの(遺留分減殺のケース。最判平成16年10月29日民集58巻7号1979頁)、近時の学説の大勢はこれを認めない。近時の学説は、第三者のためにする契約における補償関係と対価関係の二重構造を踏まえた分析(山下(友)・前掲注14)510頁)や契約類型ごとのマニアックな分析(藤田友敬「保険金受取人の法的地位——保険契約者の債権者との利害調整を中心として」私法55号(1993年)276頁)を行う傾向にあるが、本稿では——その目的と直接は関連しないため——この論点にはこれ以上論及しない。

を異にする問題であり、むしろ保険契約類型論(非典型契約の許容範囲)と の関連で意義を有する。

固有権性については、戦前の大審院時代からこれが承認されてきた が²⁸⁾ その理由付けについては詳細には述べられることはなく、第三者の ためにする保険契約において第三者たる保険金受取人は保険金請求権を保 **険事故の発生により承継的にではなく固有権として取得すると論断される** のみであり、要するに第三者のためにする契約の当然の帰結として固有権 を認めるものといえる。戦後も、最高裁は、固有権性の問題につき基本的 に大審院時代の判例を踏襲していく。戦後のリーディングケースである最 三小判昭和40年2月2日民集19巻1号1頁は、保険金受取人を相続人と指 定した場合には、それは被保険者死亡時の相続人をいうとし、その保険金 請求権は保険契約の効力発生と同時に相続人の固有財産となり、被保険者 兼保険契約者の遺産より離脱しており、特段の事情が認められない限り、 保険金請求権は相続人の固有財産に属するものと判示した²⁹⁾。この最判の 判旨も、特に大審院の判例を変更する必要は認められないとする簡単な説 示に止まり、固有権性を導く根拠を(大審院時代の第三者のためにする契約の 帰結とする根拠づけを超えて)詳細に説示するものではなかった。その後の 下級審判例もこの昭和40年最判の判旨を当然のごとく踏襲していくが、そ こで注目されるのは、公刊下級審判例で固有権性が認められた三例の対象 保険契約が、損害保険会社が保険者となる傷害保険契約の死亡保険金に関 する事案であったことである³⁰⁾。こうした一連の下級審判例(損害保険会

²⁸⁾ リーディングケースとして,大判昭和6年2月20日新聞3244号10頁,大判昭和10年10月 14日新聞3909号9頁,大判昭和11年5月13日民集15巻877頁。詳細につき,竹濱・前掲注 14)597頁を参照。

²⁹⁾ 朝日生命保険相互会社を保険者とする養老保険契約の事例である。

³⁰⁾ ① 東京地判昭和60年10月25日判時1182号155頁は, 損害保険会社 (第一火災海上保険) が保険者となり, 死亡保険金受取人が保険契約者兼被保険者の法定相続人と指定されていた事例であり, 保険金額は1000万円 (定額) であった。東京地裁は固有権性を認め, 相続放棄の効果は保険金請求権に及ばないとした。② 横浜地判平成元年1月30日判タ701号 262頁は, 日動火災海上保険が保険者となり, 自損事故条項に基づき, 被保険者が傷害人

社が保険者)では、裁判所は固有権性を承認する根拠として、「他人(第三者)のためにする保険契約」であることと、推認される契約者の意思への合致を挙げる。その意味において、同じく損害保険会社が保険者となる人保険の一種である傷害保険契約の死亡保険金につき、「盛岡地裁判決」(平成21年)や、「東京地裁判決」(平成27年)が、契約者の合理的意思等を根拠として固有権性を承認したことは――連の下級審判例の延長線上にあるものとして――各担当裁判官にとりさほどの違和感はなく、むしろ至極当然の判決を下したものとの意識があった可能性もある。しかしながら、昭和60年から平成4年にかけて下級審が固有権性を認めた事案は、――なるほど、損害保険会社が保険者となる傷害死亡保険金に関する事案ではあるものの――すべて定額の死亡保険金が約款上で規定されている(裏を返せば実損てん補性がない)傷害死亡保険金の事案であった。この点に、実損てん補性を有する人傷死亡保険金との決定的な相違が見出されるのであり、「盛岡地裁判決」や「東京地裁判決」はこうした決定的相違を見逃していたものと言わざるをえない。

これら判決はすべて、保険法の制定・施行前の事案であり、傷害疾病定

ヽにより死亡した場合に死亡保険金1400万円(定額)を被保険者の相続人に支払うという契 約の事例である。横浜地裁は固有権性を認め、相続放棄の効果は保険金請求権に及ばない とした。③ 名古屋地判平成4年8月17日判タ807号237頁は、三井海上火災保険が保険者 となり、搭乗者傷害条項による死亡保険金1000万円(定額)を被保険者の相続人に支払う という契約の事例である。名古屋地裁は固有権性を認め、相続債権者の請求(債権者代位 権に基づく損害保険会社への請求)を棄却した。なお、人傷保険の開発担当者は、人傷保 険につき損害保険とする一方で、自損事故保険や搭乗者傷害保険については、 定額給付と 明言する(星野・前掲注1)112頁・123頁)。自損事故保険や搭乗者傷害保険の約款には、 人傷保険とは異なり、請求権代位ルールや重複保険ルールといった損害保険契約を特色づ ける規定もない。ちなみに、損保会社は、①では相続による承継取得を主張して敗訴し、 ②③では固有権性を主張して勝訴している。損害保険会社の場当たり的な主張について は、本稿の主たる対象である「盛岡地裁判決」に関しても、「人傷保険の死亡保険金請求 権が被保険者の相続財産に帰属しないとの保険者の主張は、本事案で保険金を支払わない で済ませるための「その場しのぎの|主張であった(すなわち約款作成者の真意を反映し たものでは必ずしもなかった)という可能性も否定できない。|と指摘される(洲崎・前 掲注 13) ①文献223頁)。

額保険や傷害疾病損害保険が典型契約化される以前の事案である。もっとも,実損てん補性を有する傷害保険は当時においてもやはり損害保険契約の一類型として基本的にその規律(旧商法)に服するし,一方の定額給付の傷害保険は定額の人保険として基本的には生命保険契約の規律に準じる扱いがなされるべきものといえる。そうすると,当時にあっても自損事故条項や搭乗者傷害条項に基づく定額給付は保険法下での傷害疾病定額保険契約に相当するものとして,つまり,損害が生じた被保険者(死亡者)の請求権を相続人が承継的に取得するとする必然性はなく,相続人が固有権取得するという判断はある意味で自然なものともいえる³¹⁾。しかし,保険法施行前においても,いかに人保険とはいえ実損てん補性を有する損害保険契約では,民法(不法行為法)の一般的な考え方に準拠し死亡による損害は死亡した被保険者(すなわち保険金請求権者)に基本的には生じている以上,いかなる意味でも相続人の固有権取得は導かれないものといえる³²⁾。

さて、学説にあっては、判例が第三者のための契約であることの当然の効果であるかのごとく直截的に固有権性を認める姿勢に対し、一貫して懐疑的であったといえる³³⁾。そこで、生命保険契約等においてのみ固有権性

³¹⁾ いかに定額保険であっても、第三者のための保険契約でなければ固有権性は導かれない (第三者のためにする契約というだけで固有権性を導けるかはともかくとして、少なくと も第三者のためにする契約であることは固有権性承認の前提条件となる)。生命保険契約でも、契約者兼被保険者が保険金受取人を兼ねる死亡保険金では (実際には相続人が請求 するとしても) 固有権性は認められない。その意味で、注30) の①~③事案の約款 (自損事故条項や搭乗者傷害条項) をつぶさに見ると、第三者のための保険契約ではなく自己のためにする保険契約と解される余地もあったように思われる。しかし、この点については、典型契約化される以前でもあり、(定額給付であることを前提に) ある程度契約者の合理的意思を尊重して固有権性を導いた裁判所の判断も理解しうる。

³²⁾ なお、交通事故で死亡した者ではなく、その相続人に直接的に損害が生じていると構成すれば、つまり相続人を被保険者(すなわち保険金請求権者)とすれば(契約者が被保険者である死亡者の相続人を兼ねることは通常は想定されないため)、第三者のためにする人保険契約として固有権性が認められる余地が生じることとなる。この問題については、人保险契約の類型論として、本稿の¶章で触れる。

³³⁾ しばしば指摘される例として、銀行預金契約で、銀行と預金者が預金者の死後は第三者 に払い戻されるという契約を締結した場合、それが相続債権者を害するものとして固有 /

というある意味での特権的地位を認めるに当たっては、遺族の保護やその 生計維持の目的という政策的要請が強調され³⁴⁾ あるいは近時には、対価 関係において、保険契約者兼被保険者(要約者)の生前における保険料の 支払いを保険契約者の一方的意思表示による保険金受取人への贈与契約に 準じる法律関係としてつまり生前贈与と解することで、(相続財産に属さな いという意味での)固有権性を根拠づける有力説が唱えられる³⁵⁾。とすれば 損害保険契約とはいえ、人傷死亡保険金においても遺族保護の要請は等し く認められるし(相続人に保険金請求者が固定されているためより強く認められ るともいえる). ――第三者のための保険契約であることを前提にして―― 対価関係における生前贈与構成も等しくなすことが可能といえる。しか しながら、人傷死亡保険金の場合、損害保険契約である以上損害が生じた 客体すなわち被保険者は――基本的には――当該死亡者(契約者兼被保険 者) であり、第三者のための保険契約という性質決定自体が否定される し、また、契約者と被保険者(死亡者)が異なる場合でも第三者のための 保険契約ではあるものの、被保険者(第三者)に発生した損害に基づく請 求権はその相続人により承継取得されるものと解さざるをえない(固有権 性は否定される)。

V. 旧商法のもとでの解釈

以上の検討から旧商法下での解釈としても、承継取得説(A説)が支持されることが明らかにされたものと考えるが、本章では、なお未検討の論点の検討や、特にC説の論拠への反論を通じて、所論の補強を行いたい。

本性が否定されるという一般的な考え方との整合性問題がある(山下(友)・前掲注14)
73頁)。もっとも、第三者のための契約であることは、固有権性を認めるうえでの十分条件ではないものの必要条件である。

³⁴⁾ 大森忠夫「判批」大森忠夫 = 三宅一夫『生命保険契約法の諸問題』(有斐閣・昭和33年) 233頁。

³⁵⁾ 山下(友)·前掲注14)78頁。

旧商法の下では、人傷保険の死亡保険金請求権は――保険法のもととは 異なり――固有権となりうるという考え方は、概略次のような論拠によ る360。① 被保険者が被る「損害」に対して保険金を支払うと定めながら、 被保険者ではない者に保険金を支払うという一見矛盾するような定めが許 されるかという問題につき、旧商法では、傷害保険契約に関する規定がな く、中間的形態の傷害保険契約がどこまで許されるかについては見解は一 致していなかった。② したがって、人傷保険のように被保険者の損害を 算定して支払金額を定めるタイプの保険契約だからといって被保険者以外 の者に保険金を取得させる約定が (旧商法下では) 論理必然的に許されな いわけではないと解される。③ ①②を前提に人傷保険の約款を見れば. 被保険者の死亡時に支払われる保険金部分は(被保険者の生存時のそれとは 異なり)被保険者の法定相続人が保険金受取人となる「他人のためにする 自己の身体の保険 | となり、約款の保険金請求権者を定義する部分だけを 読めば、この解釈の方が文言に忠実であるし、死亡保険金請求権が相続債 権者の引当財産にならないため相続人に有利となり保険契約者の潜在的希 望にも合致する(約款作成者には動機がある)。④ その場合. 死亡保険金部 分は損害保険契約ではないとみるべきであり、約款が定める重複保険調整 ルールと同様の保険金の調整ルールや請求権代位ルールと同様の損害賠償 請求権の移転ルールについては、「約款がそのように定めた」がゆえにそ れらのルールが適用されると解する。

以上の論拠につき見ていくと,①②については確かに見解は一致していなかったものと言えるが,人傷保険も支払保険金額が損害額に応じる形で 定められる以上,あくまで実損てん補原則の働く損害保険契約(旧商法629

³⁶⁾ 洲崎・前掲注13) ①文献229頁。旧商法下での固有権取得説を採る学説の中で、洲崎教授のそれは唯一真剣な検討に値する論稿である。ただし、洲崎教授は、結論的には旧商法下での固有権取得説を支持しつつも、「本件人傷約款の定めを、被保険者の法定相続人は被保険者本人がその死亡により取得した保険金請求権を相続により承継取得する趣旨を定めたものとみる解釈(相続構成説)は、人傷約款規定の全体を眺めれば十分に成り立ちうるものであると思う。」(同229頁)と指摘される点に留意を要する。

条)の一下位類型であり(約款作成者もそのように認識している),そうである以上,生命保険契約のような保険金額を受取るべき者の概念がないことから被保険者(死亡者)が保険金の請求者と考えざるをえない。③については,たしかに一般的には,固有権取得構成の方が契約者等に有利であることは認められるものの³⁷⁾,保険法35条の解釈における議論も参考に,被保険者の法定相続人との文言はむしろ文字通り相続による承継取得を意味すると解することも十分に可能であり,少なくともこの文言が固有権取得説の決め手にはならない³⁸⁾。④については,人傷保険の約款規定は,旧商法上の重複保険調整ルールや請求権代位ルールそのものと解すのが自然であり,むしろこうしたルールの存在は人傷保険が(死亡保険金部分も含めて)損害保険契約であることを強く徴表しているものと理解される。また,請求権代位ではなく約款が(旧商法に基づかずに)独自に規定した損害賠償請求権の譲渡ルールと解すると相続放棄との関連等で複雑な解釈問題が生じるが³⁹⁾.請求権代位そのものと解すれば解釈は安定する⁴⁰⁾。といっ

³⁷⁾ 佐野・前掲注 13) ⑨文献68頁は、承継取得説をとった場合には被保険者は遺贈により請求権を第三者に譲渡することが可能である点をあげて、一般消費者の期待の観点からは一概に固有権取得説が望ましいとはいえないとする。しかし、人傷保険の約款は固有権・承継いずれの構成をとろうとも保険金請求者については被保険者の法定相続人と規定しているのであり、遺贈の可否は固有権性の承認の問題とは関係がない。やはり、消費者の一般的な潜在的希望は、固有権取得構成にあることは認めねばならない。

³⁸⁾ ただし、保険法35条が「相続人」との文言を用いて承継取得性を強く示唆することとの対比では、人傷約款の用いる「法定相続人」との文言は、――保険金受取人を法定相続人に固定しているという意味で――固有権取得説に有利に働く面があることは否定できない。

³⁹⁾ 大塚・前掲注 13) ⑥文献60頁、洲崎・前掲注 13) ⑪文献230頁の議論を参照のこと。大 塚教授は固有権取得説を前提に、法定相続人による相続放棄がなされた場合、損害賠償請 求権の保全義務に反する行為とみなされ、放棄された損害賠償請求権の範囲で保険者は保 険金の額を控除することができるとするが、洲崎教授はこれを批判し、この場合に請求権 保全義務を定めた約款条項を類推適用することは疑問とし、同義務は、保険金請求権と損 害賠償請求権が同一人に帰属する場合にのみ適用されるとする。もとより、洲崎教授の解 釈が妥当であるが、そもそも承継取得説に立てばこうした議論自体が生じない。

⁴⁰⁾ 仮に、旧商法下では約款による特別のルールと解すると、保険法の適用後は(同じ約款 規定が)請求権代位等そのものに変身してしまうことの不自然さを指摘するものとして、 金岡・前掲注13) ④文献206頁。

た. 承継取得説からの反論が各々可能となる。

旧商法下での解釈としては――保険法の適用下とは異なり――固有権取得説が成立する余地が全くないとまでは言い切れないし、また、現に固有権取得説に有利に働く幾つかの根拠も見出せるものの、結局のところ旧商法下にあっても人傷保険は損害保険の一類型と性質決定せざるをえない以上、死亡による損害も含め損害が生じた客体である被保険者が保険金請求権を取得し、約款上で保険金請求権者とされる被保険者の法定相続人は、保険金請求権を承継的に取得するという解釈(承継取得説)は動かし難いものと評価される。約款文言の小手先の操作により損害保険契約に通有するところの被保険利益の帰属主体=被保険者=保険給付請求権の帰属主体という結合関係を破ることはできず、安易に固有権性を作出することはできないものと解するべきである。こうした解釈により、人傷保険の約款が定める請求権代位ルールや重複保険に関するルールについても自然な解釈が導けることとなる⁴¹⁾。

VI. 保険法のもとでの解釈

保険法は、傷害疾病保険契約について、傷害疾病定額保険契約(独立した類型)と傷害疾病損害保険契約(損害保険契約の下位類型)に二分する中で、典型契約化した。そこで、保険法のもとでは、人傷保険に関する「承継取得説」「固有権取得説」の対立は、非典型契約の許容性に焦点が当たっていくこととなる。保険法が非典型契約をどの程度許容しているのかについては、傷害疾病保険契約における請求権代位のあり方を念頭に、

⁴¹⁾ なお、人傷保険金の支払実務上なされている内払い(最終的な保険金の確定の前に保険金の一部を支払うもの。例えば、被保険者が交通事故の後、一定期間の入院治療後に死亡したケースで、死亡前に治療費を内払いするような実務)につき、承継取得説に拠れば内払金は死亡保険金から控除されうるが、固有権取得説に立てばそのような控除はできないものとされ、この点も承継取得説が支持される一つの論拠として指摘される(山下(典)・前掲注13)②文献3頁)。

「私見としては契約類型を明文化したことから,保険契約の契約内容の形成について硬直的な影響が及ぶことは適切ではない」とする見解がある一方で⁴²⁾,少なくとも保険法の採用した契約類型論との関連では,保険法の適用対象となる保険契約はすべて明文で規定された類型のいずれかに分類され,いずれにも属さないような保険契約はないというのが保険法制定当時の一般的了解であったと説かれる⁴³⁾。実質論としては,非典型契約を一約款により――許容してしまうと,――まさしく人傷保険で起こっているように――①契約の解釈が不安定化し紛争の多発に繋がる,②保険法が導入した片面的強行規定や強行規定の適用関係が曖昧化し消費者保護に欠ける可能性がある。といった弊害が生じることとなる⁴⁴⁾。

保険法の適用下での解釈の選択肢としては,(i) 死亡保険金部分は,傷害疾病定額保険契約とみる(相続人原始取得説 a),(ii) 死亡保険金部分は,傷害疾病損害保険契約でも傷害疾病定額保険契約でもない契約とみて,死亡保険金は相続人が原始取得するとみる(相続人原始取得説 b),(iii) 死亡保険金部分も傷害疾病損害保険契約であるとみる(相続構成説),の三つが提示される⁴⁵⁾。今日において,(i)を唱える研究者や実務家はごくわずかの例外を除いて見当たらず,また,そうした例外的意見も定額保険概念への誤った理解に基づくものであることから⁴⁶⁾、まずこの選択肢は排除され

⁴²⁾ 山下友信「新しい保険法――総論的事項および若干の共通事項」ジュリスト1364号 (2008年) 13頁。

⁴³⁾ 洲崎・前掲注 13) ①文献233頁。もっとも、保険法の立法時に想定されなかった保険商品の登場といったケースでは、非典型契約の――合理的範囲での――許容余地を認めることは可能とされるが、少なくとも人傷保険については――保険法の立法過程で既に存在した商品として――最初から法の欠缺を認めるような非典型契約を許容する余地はないものと説かれる。

⁴⁴⁾ 典型的には、モラルリスク排除の基本となる被保険者同意(定額保険契約)と、利得禁止原則(損害保険契約)の両者の適用を掻い潜るような事例である。類推適用といった曖昧な手法に依存するべきではない。

⁴⁵⁾ 洲崎·前揚注 13) ①文献236頁。

⁴⁶⁾ 金澤・前掲注20)409頁は、定額保険による損害のてん補は可能かという問いのもとで、 それを肯定するかのごとくである。もちろん、定額保険が実際には損害てん補の機能をメ

る。(ii)は、保険法における非典型契約の許容性の議論と直結する。すくなくとも傷害疾病保険契約につき非典型契約を許容しない立場からは、(ii)の選択肢も否定されるし⁴⁷⁾、旧商法下でも承継取得説を採る立場(A説、筆者の採る説である)からは尚更のこと、(ii)説は否定されることとなる⁴⁸⁾。従って、(iii)が、選択肢として残された唯一妥当な解釈という結論が得られることとなる⁴⁹⁾。要するに、旧商法のもとでは、「被保険者の法定相続人」が人傷死亡保険金の請求権者になるという約款文言の意味につき一応は二通りの解釈(承継取得説と固有権取得説)がありえたところ、保険法のもとでは――保険法の定める典型保険契約類型の網羅性の観点から――典型契約の規律内容に沿った解釈が妥当となるとの考え方であり、強く支持される見解である。

保険法のもとでも固有権取得説を維持するB説から主張されるその他の 論拠については、終章(W)でふれることとする。

VII. 保険法と傷害保険契約の分類 ──非典型契約の許容範囲──

保険法のもとでの広い意味での傷害保険契約の分類のあり方につき、それを非典型契約の許容性との関連で考察すると、論点は、(1) 傷害疾病損害保険契約と性質決定されることを前提に、固有権取得を導くため定額保険契約における保険金受取人概念に相当する(被保険者の地位とは離れた)

[▶]果たすことは多い。だからといって、損害額の算定基準を定め(実損てん補性を有し)、 利得禁止原則に基づく請求権代位ルールや重複保険調整ルールを規定する契約を定額保険 契約とは言わないのであろう。

⁴⁷⁾ 洲崎·前掲注13) ①文献237頁。

⁴⁸⁾ C説によれば、基本的に同一の約款文言につき、旧商法下での固有権取得説から保険法下での承継取得説へとその解釈が変容することになる(請求権代位のルールも同様)。もともと旧商法下でも、――約款の自然な文言解釈として――承継取得説に立つA説では、こうした変容は生じない。

⁴⁹⁾ 洲崎·前掲注 13) ①文献238頁。

保険金請求者という当該契約類型には法律上存在しない地位を約款で創設することは可能か。(2) 傷害保険契約につき,損害保険でも定額保険でもないいわば中間型としての「不定額給付型傷害保険」という範疇を認めることは可能か,またその実益はあるのか⁵⁰⁾。(3) 特に人傷保険との関連で、保険法上,傷害疾病損害保険契約は傷害が生じた者自身が受ける損害(死亡による場合も含む)をてん補する場合にその適用範囲が限定される(法2条7号)ため,傷害による死亡者以外の者を被保険者とする設計(これは、単なる損害保険契約(法2条6号)に分類される)はどの範囲で許容されるのか。という三論点に分解できる。なお,論点(3)は,純粋な意味での非典型契約性の問題ではない(少なくとも典型契約である損害保険契約類型(法2条6号)には収容されるため)。

まず、論点(1)は、とりもなおさず、保険法のもとでの契約類型の網羅性に関する理解に帰結する。既に、本稿のVI章で考察したとおり、論点(1)が意味する非典型契約は許容されないと考えるべきである(51)。なお、人傷保険を損害保険契約の一種としつつ、被保険者の法定相続人が人傷死亡保険金の請求権者となる約款規定につき、それを被保険利益の存在をあらかじめ契約当事者間で協定(擬制)したものと解し、そのような理解を根拠に固有権取得説を導く見解がみられる(52)。しかしながら、損害のてん補を受けるべき者(すなわち保険金請求権者)はあくまで死亡した被保険者であり、同一の被保険利益につき重畳的に法定相続人が被保険者の地位に立つことはない。従ってこうした見解は失当と言わざるをえない。

次に、論点(2)であるが、「定額保険契約」には法的に何ら積極的意味は

⁵⁰⁾ 筆者にはなかなか理解が難しい奇怪な論点である。

⁵¹⁾ 洲崎・前掲注 13) ①文献233頁。なお、保険法のもとでも固有権取得説 (B説) をとられる大塚教授は、被保険利益概念は、保険金請求権の「発生」までは取り仕切るがその「帰属」については任意契約 (非典型契約) が許されるものとされることから (大塚・前掲注 13) ⑤文献278頁)、結局は、(論点(2)ではなく) 論点(1)につき考察されているように思われる。

⁵²⁾ 佐野·前掲注13) ⑨文献66頁。

認められず、「定額」とは「約定で決めない限り不明」と同義として、人傷保険を「非損害保険」と解する中で、――被保険者以外が保険金受取人となるような自由な約定が許容されることから――固有権取得説を導こうとする見解がある⁵³⁾。このような見解は二重の意味で誤った理解に基づくものと言える。まず、定額保険とは、「非損害保険」すなわち実損てん補性のない保険契約という理解は正しいものの⁵⁴⁾、保険法は、定額保険契約(生命保険契約と傷害疾病定額保険契約の総称)につき――多くの強行規定や片面的強行規定を含む――詳細な規律を定めており、定額保険概念は保険法のもとで法的に極めて積極的な意味を持つ。また、人傷保険は、損害額の算出基準に基づき保険金額の上限を画していることから実損のてん補性を有する傷害疾病損害保険契約と性質決定されることは疑いようがない。

また関連して、人傷保険を不定額給付型傷害保険と性質決定し、定額保険と損害保険の中間型と位置付ける見解があるが⁵⁵⁾、これは誤りである。保険法の体系においては、(その強弱はさておき)実損てん補性を有する損害保険契約と、人保険についてのみ認められる定額保険契約は二項対立する法概念であり、いかなる意味でもその中間型の存在は認められない⁵⁶⁾。

最後に、論点(3)につき簡単に見てみる。傷害疾病損害保険契約では、被保険者の死亡によるものを含めて、てん補されるべき損害が傷害疾病を被った者に生ずる損害であるものに限定される(法2条7号)。もっとも、その損害が傷害を被った者以外に生ずる場合にこれをてん補する損害保険契約が締結できないわけではなく、そのような場合は、(傷害疾病損害保険

⁵³⁾ 大塚・前掲注 13) ⑤文献287頁。

⁵⁴⁾ 例えば、刻々と変動しつつも一定の基準で保険金額が決まる変額保険契約は、まぎれもなく生命保険契約(非損害保険という意味での定額保険契約)である。

⁵⁵⁾ 赤津・前掲注 16) 446頁。そこでは、傷害保険 - 損害保険 - 定額保険 = 不定額給付型傷 害保険とされる。また、人傷保険につき、「不定額給付型」傷害疾病定額保険契約のうち、 厳密には、「損害てん補型」には属さず、「中間型」に属するとする見解もあるが(肥塚・ 前掲注 2) 242頁)、理解不能である。

⁵⁶⁾ そのような「中間型」を容認すれば、規律の適用関係が極端に不安定化する。

契約ではなく)通常の損害保険契約の規律が適用されるものと解されている⁵⁷⁾。そうだとすると、人傷保険について、傷害疾病を被って死亡した者の遺族(法定相続人)自身に損害が生じている(つまり法定相続人が被保険者となる)ものと構成して契約すれば、第三者のためにする損害保険契約(法8条)として、保険金請求者(すなわち被保険者)が保険金請求権を固有権取得するという途が開かれることにもなりそうである。もっとも、通常の損害保険契約に性質決定され、つまり人保険としての傷害疾病損害保険契約の特則の適用を免れることが可能な理由は、(例えば、興業中止保険のように)人保険としての特性を考慮する必要がないことに求められるのであるから⁵⁸⁾、結局のところ、まさに人保険としての特則の適用が必要と考えられた傷害疾病損害保険契約について、損害が生じている者(被保険者)を死亡者からその遺族に約款上の操作のみで変更して固有権性を獲得したり、人保険の特則の適用を回避するといった所作は、やはり保険法の全体的な考え方に鑑みて許容されていないものと考えられる⁵⁹⁾。

⁵⁷⁾ 立案担当者は、そのような例として、出演者の傷害や疾病に基づく出演中止によって興業主に生じた損害をてん補する興業中止保険をあげる(萩本修『一問一答・保険法』(商事法務・2009年)35頁。また、洲崎・前掲注18)143頁)。

⁵⁸⁾ 萩本・前掲注 57) 35頁。

⁵⁹⁾ もとより、そのような損害保険契約も、仮にいったん締結されてしまえば私法上は有効であり、またその場合は人保険(傷害疾病損害保険契約)の特則が類推適用されることとなろう。実際には、事前の認可制度を機能させることにより、そのような保険法体系が予定しない約款を排除することとなろう。なお、人(損害)保険という範疇を、無用・不適切に広範囲に捉え、人損害保険ではあるものの「傷害疾病損害保険契約」には該当しない類型が多く存在する(その場合、人保険の規律の類推適用を行うべきとする)ものと論じるものが見られる(吉澤卓也「保険法における人保険契約の分類」損害保険研究73巻1号3頁)。立案者は、人保険に関する保険法の規律を適用するべき契約類型を「人保険」として把握しているのであって、たとえ何がしか人に関連はしていても「人保険」としての特質を有しない契約類型は、法概念としての「人保険」には該当しないものと考えている。その意味で、保険法の規律する「人保険」の類型は網羅的であり、規律の欠缺はなく、類推適用の余地は(認可制が機能していることを前提に)ないこととなる。